研修テキスト
在留資格申請実務ガイダンス

・在留期間更新許可申請

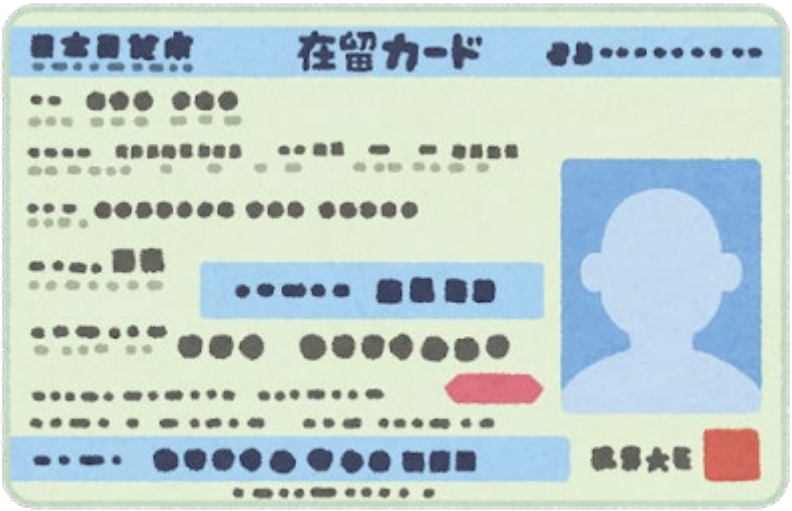

神奈川県行政書士会

目　次

ページ

第１章　在留期間更新許可申請

第１節　在留期間更新許可申請とは ―――― 1

①　在留期間更新許可申請の流れ ―――― 1

②　在留期間更新許可申請の許可要件 ―――― 1

③　在留期間更新許可申請における注意点 ―――― 2

第２節　在留期間更新許可申請書の書き方 ―――― 2

①　技術・人文知識・国際業務（高度専門職１号ロ含む） ―――― 3

②　企業内転勤（高度専門職１号ロ含む） ―――― 6

③　経営・管理（高度専門職１号ハ含む） ―――― 7

④　家族滞在 ―――― 8

⑤　日本人の配偶者等・永住者の配偶者等 ―――― 9

⑥　定住者 ―――― 10

第２章　その他情報

第１節　在留期間更新許可申請書 ―――― 11

第２節　報酬統計表 ―――― 17

第３節　業務の委託契約書に記載する事項 ―――― 17

（本テキストは、2022.01.01 現在の法令に基づいて作成している。）

第１章　在留期間更新許可申請

第１節　在留期間更新許可申請とは

「在留期間更新許可申請」（本申請）は在留資格を有して在留している外国人が、あらかじめ付与された在留期間を超えて在留する目的を有する場合、当該の在留の継続を認めてもらうために、その在留資格を変えることなく、改めて在留期間を更新する申請をいう。

①在留期間更新許可申請の流れ

(1) 在留資格に応じた申請書の入手

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3-1.html

(2)在留資格における日本での活動内容に応じた資料の準備

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_01.html

(3)管轄の出入国在留管理局の窓口で申請

申請は、日本に居住する申請人の住所（在留カードに記載されている住所）を管轄する地方管理局、支局、出張所で行う。　※オンライン申請も可能となっている

※申請の受付窓口（総合窓口、専門窓口）や提出方法（整理番号の発行の有無）については、各管理局、支局、出張所で異なるため、あらかじめ確認しておくことが望ましい。

※申請人が住所移転する場合は、移転の前後で管轄が異なる可能性が生じるため、移転の時期については申請の手間も考慮して検討することが望ましい。

申請書類に不備がなければ申請が受理され、申請が受理された日付や申請番号が付与された申請受付票が渡される。

※申請番号は、申請後に出入国在留管理局との連絡に利用するため、受付票は保管しておく。

※申請の際、不足書類が生じた場合でも、窓口で後述の「資料提出通知書」が発行されることで、必要とされる書類を当該通知書記載の期日までに提出することをもって受理されることもある。

(4)審査期間は、概ね２０日～４０日（早い場合は１５日以内、長い場合、６０日を超える事案もある。）※公式には標準処理期間は「２週間～１か月」と公表されている

審査の過程で、「資料提出通知書」が送付されることがある。この通知書は、審査の過程で、申請時に提出した資料では足りず、別途資料が必要と出入国在留管理局が判断した際に追加提出を要請する書面で、必要とされる書類と提出期日（概ね２週間程度）が記されている。提出しないことも申請者の任意であるが、この場合、申請時に提出した書類のみで交付の可否が判断される。なお、当該資料の準備に時間を要するなど提出期限に間に合わない場合は、その旨の説明と提出期日の目安を申し出ることで提出期限を延長することは可能である。なお、提出期日の目安であるが、審査結果は、在留期間の満了日から２月を超えない期間で確定されるため、特に在留期間の満了日を過ぎての資料提出については、この点を考慮に入れておくことがのぞましい。

(5)審査結果の通知

許可の場合は申請時に申請書類と併せて提出している返信用葉書が、不許可の場合は不許可の通知とその理由が記載された封書が、返送される。

不許可の場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができる。

②在留期間更新許可申請の許可要件

本申請においては、すでに在留許可を有していることから「在留資格該当性」、「上陸基準適合性」の観点から示される要件に対しては、申請人が最初の許可取得時と同様の就労または生活環境においてこれら要件を引き続き満たしている場合は、特段の説明は要しないものの、何らかの変更が生じた場合は、当該変更に対しての判断がなされることになる。

※「在留資格該当性」、「上陸基準適合性」については、「在留資格認定証明書の交付要件」の項を参照されたい。

加えて、本申請においては「相当性」の観点からも許可の可否が判断されることになる。

「相当性」とは、当該申請に際して入管法に規定される「・・・適当と認めるに足りる相当

の理由・・・」をいい、申請人の日本での在留活動の履歴をいくつかの側面から鑑み、もって理由の適不適が審査される。活動履歴に対する具体的な要件については以下に例示しておく。
安定性の側面－知識・スキルの有無、出席・成績の実態、法令遵守
継続性の側面－事業実績、税金の納付実績
必要性の側面－雇用先の事業規模、職務内容
信憑性の側面－提出資料の記載内容の真正

③在留期間更新許可申請における注意点
在留カードに記された在留期間と満了日を認識しておく。
在留期間満了日の翌日をもって不法滞在となるため、満了日までに申請を行うことが必須となる。在留期間の更新は、在留期間が６月以上の場合、在留期間が満了する概ね３月前から満了日までの間に申請が可能である。なお、申請に対する審査が在留期間の満了までにされない場合でも、当該申請人は、原則として在留期間の満了後も、審査結果が確定される日または在留期間の満了日から２月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって日本に在留できる。
不許可の場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができるが、行政書士単独では、これは認められず申請人の同行者として出向くことに留意されたい。
なお、不許可となっても、在留期間満了日までは従前の資格は有効である。また、この時、申請人の在留期間の満了日をすでに超過している場合は、不許可処分がなされた時点で不法滞在となるため、当該申請人に対して、不許可処分日以降３０日ないし３１日の在留期間をもって「出国準備のための特定活動」と称する資格が付与されるのが通常である。
不許可時、在留期間が残っている場合、上記の「特定活動資格」をもって新たな在留期間が付与された場合いずれも、当該在留期間の完了日までの再申請は認められるが、当該の不許可事由について明快な解消がなされない限り申請結果が同様であることは言うまでもない。

第２節　在留期間更新許可申請書の書き方

在留期間の更新に際しては、法務省より「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」が発行されており、許可の可否の判断は、つぎの観点から行なうとされている。
１　行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること
２　法務省令で定める上陸許可基準等に適合していること
３　現に有する在留資格に応じた活動を行っていたこと
４　素行が不良でないこと
５　独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること
６　雇用・労働条件が適正であること
７　納税義務を履行していること
８　入管法に定める届出等の義務を履行していること
よって、本稿においてもこれを考慮して、以下各在留資格の更新についての解説をすすめていく。
なお、ガイドラインの本文については、以下の URL を参照されたい。
在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン
http://www.moj.go.jp/isa/content/930004753.pdf

また、在留期間更新許可申請において、申請書と併せて提出を求められる資料については上述した日本での活動内容に応じた資料【在留期間更新許可申請】の URL を参照されたい。

①技術・人文知識・国際業務（高度専門職１号ロ含む）
「技術・人文知識・国際業務」（本在留資格）の申請人は、企業等受入機関との契約に基づき従業員として就労する外国人が一般的であり、本在留資格取得時において、申請人と受入

機関双方において活動に関する資格の該当性や基準に対する適合性が備わっていることは論を待たない。しかしながら在留を通じてその間の活動状況やそれを取り巻く環境には何らかの変化が生じているのが通常である。そこで、本申請にあたっては資格取得時との申請時の状況の変化に注意すべきといえよう。

○資格の該当性について

この観点においては、本在留資格が３つの分野に分かれておりそれぞれの分野に該当性があることに留意しなければならない。特に、総合職を重視してきた日本の企業の雇用形態は、部署の異動により職務・職種が変わることも少なくない。よってこうした職務・職種の変更が分野を超えた変更を伴うかについて検証が必要である。参考まで、各分野に該当する代表的な職務・職種としては、つぎのようなものがあげられる。

【技術分野】

・IT 分野の設計、開発、保守に携わる技術者
・電気、機械分野の製品設計、開発、製造、保守に携わる技術者
・建築・土木分野の設計・開発に携わる技術者
・化学分野に携わる研究者、技術者
・農業分野に携わる研究者、技術者
・各種プラントシステムなどの設計、開発、運用・保守に携わる技術者

【人文知識分野】

・営業
・経理、人事、総務、法務
・企画・マーケティング
・広報・宣伝

【国際業務分野】

・翻訳・通訳
・語学指導（一般の企業や団体が営む語学学校など）
・貿易業務、海外業務、渉外業務
・デザイナー
・企画・マーケティング（海外市場）
・広報・宣伝（海外市場）

※例示であり、上記職務だけに限定されるものではない。

たとえば、技術者が技術営業、製品マーケティング、知的財産管理、Web 等デジタルコンテンツ制作等の職務に従事している場合、営業職員が国内営業から海外営業への配置転換になった場合、翻訳・通訳者が製品のローカライズ（母国語化または日本語化）を担当しているような場合などは、分野が異なっても該当性を疑問視される可能性は低いが、研究者が経理部門に配属される、デザイナーが語学指導を行うなど明らかに専門性が異なると思われる変更については、分野内であっても、本来の専門性と関連する相応の説明がないと許可を得ることは難しくなろう。特に「専門士」の場合は、大学等の卒業者と比べて修了した専門内容に対する適応範囲が狭いため職務変更が生じていた場合はより注意を要する。

もちろん変化のめまぐるしい昨今の経済環境のなか、企業も多様な分野に事業展開していることから、その職務内容も複雑多岐にわたっていることも少なくない。従って、申請人の職務内容に変更が生じていた場合には、当該在留資格を取得した際の学歴に伴う成績証明書等履修内容がわかる資料を確認し、職務内容との関連性について考察する必要がある。なお、申請人によっては、母国の大学等を卒業した後、来日後、改めて専門性の異なる日本の大学や専修学校等を卒業した者もいる。この場合は、すべての学歴における履修内容が該当するため基準に適合するすべての学歴に伴う書類を確認することが望ましい。

なお、上記以外には、よく派遣業務に散見するが、派遣事業を行う企業を通して、派遣先企業で従事した業務が本在留資格に該当しないという理由で更新が不許可になるという事象が見受けられる。具体的な例としては、飲食・宿泊業務における接客、小売り業務における店舗販売、工場内作業、建築・土木の現場作業などである。

このうち、学歴と語学力においてつぎの要件
学歴要件：
・日本の４年制大学の卒業または大学院を修了している
語学（日本語）要件：
・日本語能力試験Ｎ１またはＢＪＴビジネス日本語能力テストで４８０点以上を有している
　または
・大学または大学院（国を問わない）において日本語を専攻し卒業または修了している
を満たしている申請人については、令和２年２月より施行された「４６号特定活動」をもって接客業務に従事できるようになったため、受入れ機関で引き続き就労する場合、本在留資格をもって更新が難しい場合は当該資格に変更するという選択肢もある。当該在留資格に該当する要件及び活動内容の詳細については、下記を参照されたい。
「留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン」
　http://www.moj.go.jp/isa/content/930005094.pdf

また、「４６号特定活動」と同様に、その他単純労働として本在留資格に該当しないと判断される業務においても、内容によっては、平成３１年４月より施行された「特定技能」に該当する業務もあり、この場合も当該資格へ変更する選択肢があることを考慮されたい。

その他社会情勢の変遷から該当性の判断に変更が加わる可能性もある。一例を示すと自動車整備業務については、日本の専修学校にて専門課程を履修した後、３級自動車整備士の資格を取得することで、従来は、本在留資格に該当するものとして就労が認められていた。しかし、上記「特定技能」が、３級自動車整備士レベルを想定していることを鑑みると、今後、この整備士資格で行う当該整備業務については本在留資格に該当しないと判断される可能性が強く、よって本在留資格での更新も難しくなる可能性があることを付しておく。※整備主任者や自動車検査員の資格取得を目指すなど、キャリアプランの提示で許可が受けられる場合もある。

また、副業、兼業については、当該の活動が本在留資格に該当していれば審査に関しては特段問題にはならない。

本申請において、在留資格の該当性に疑義が生じた場合は、上述した「資料提出通知書」をもって、相当の説明を求められることが通常であるが、場合によっては、受入れ機関、申請人それぞれに電話をもって個別にヒアリングがなされることもある。

〇基準の適合性について
この観点において注意すべきは、報酬額であろう。実務上散見するのは、母国の親族を国外居住親族として被扶養者に加えている事象である。この場合、送金を行った上での可処分所得が、申請人の生活基盤を維持できないと判断された場合、許可を得ることは難しくなろう。また、転職等で、契約の相手方たる受入機関に変更が生じた場合にも、当該受入機関の事業規模から従前の在籍していた受入機関と比して報酬が下がる場合がある。もちろん報酬が下がっても、当該の受入機関における日本人職員と比して同等以上の額を得ていれば、それのみで不許可になることはない。ただし、減少額によっては、後述する相当性の観点から受入機関の安定性・継続性に対する判断の結果、従来有していた在留期間の維持どころか短縮する可能性もあるため、申請人にも注意を促しておくことが望ましい。
なお、報酬を証する書類については、申請人の居住地を管轄する市区町村が発行する申請の直前年度の総所得および納税状況が記載された課税（非課税）証明書及び納税証明書を提出するのが通常であるが、これらの証明書は当該年度の１月１日に当該市区町村に住民登録された住民を対象としているため、在留期間１年をもって上陸した外国人が本申請を行う際は当該証明書の入手ができないのが通常である。この場合においては、上陸した年度の報酬について受入機関の発行する源泉徴収票または支払調書の写しで事足りるとされている。

他方、２０２０年初頭より全世界に猛威を振るっている新型コロナ感染症による影響は、勤労者に対する報酬はもちろんのこと雇用機会の継続・確保にも大きな影響を及ぼしており、本在留資格を有する外国人も同様である。こうした申請者や受入機関の責に帰さない就労環境の悪化については、一定の配慮をもっての審査が行われていることは推察できるものの、申請人がその対象者である事実を出入国在留管理局は知り得ない。よって不測の事態による影響を被った場合においても、申請時において、たとえば休業中である等その旨の説明とそれを証する書類を付け加えておくことを実務上推奨する。

〇相当性について
この観点においては、在留歴を判断することになるが、後述する受入機関の環境の変化に起因する要素を除けば申請人本人の素行にかかわる変化に伴う在留歴が対象となる。素行の善良性については、上述したとおりであるが、退去強制事由に準ずるような刑罰に処せられるような行為はもちろんであるが、本在留資格（分野外も含む）に該当しない活動を長期にわたり行っていた場合でも、その内容が出入国管理行政上看過することのできない行為であった場合は素行不良として扱われることがある。たとえば社会的な問題にもなった成田空港における「中国人による送迎・ガイド」のあっせん業等は適例といえよう。こうした例は、刑に至らなくても出入国在留管理局が悪質と判断した場合、本申請の結果が不許可になるだけでなく再申請もかなわず出国準備の「特定活動」への変更を余儀なくされることもあるため注意をもって臨みたい。

また、税金の納入についても、単なる未納をもって即座に不許可の判断がなされる可能性は低いが、額が高額であったり、期間が長期にわたったりする場合は相当性を欠くとして不許可となる可能性があることにも注意されたい。

受入機関の環境の変化については、一つは雇用・労働条件の変化がある。言い換えればその雇用・労働条件の労働関係法規への適合性を審査の対象としていることであるが、この場合不適合の責が申請人にないことが通常であるため、この点は勘案して判断されている。
もう一つは在留期間中の転職等による受入機関の変更であるが、この場合は、更新の申請といえどもその審査は新たな在留資格を得るための申請と同等に扱われる。従って、従前の受入機関における就労活動にかかる在留歴の相当性と新たな受入機関における就労活動にかかる資格該当性や基準適合性に対する判断をもって本在留資格の更新の可否及び在留期間が判断されることになることを付しておく。
なお、在留期間中に転職等によって勤務先を変更した申請人については、当該の事由が生じた日から１４日以内に所属（契約）機関に関する届出が義務付けられており、その旨の確認を行うと同時に、未届けの場合は、その対応も行っておくこと、また、申請に際して、所属（契約）していた機関からの退職または契約が終了した旨の証明書の提出を出入国在留管理局から求められるのが通常であることから、これを入手しておくことを実務上推奨する。

高度専門職による申請
高度専門職１号ロについては、年数の経過に従いポイント評価において、項目区分の異動が生じる。この区分の異動は、具体的には、職歴項目のポイント加算と年齢項目のポイント減算のトレードオフに加え、年齢の変化は相対した年収区分の配点にも影響する。加えて年収は、年齢に応じポイントが付与されるしきい値も設定されている。従って当該在留資格はポイントの維持が更新の可否を左右するためこの３項目におけるポイントの変化に注意をはらうことが必要である。なお、年収については、本申請時直前の価額ではなく更新後の見込み年収をもって審査がなされるため提出する証明書類には注意が必要である。
当該在留資格者のポイントが維持できない場合、当然に更新は許可されないが、本在留資格への在留資格変更申請をもって許可を得ることできれば在留を継続することは可能である。

また、転職等による受入機関の異動が生じた場合、当該在留資格者においては、事象の発生（転職等）後速やかに、本申請ではなく、新たな受入機関との契約をもって当該在留資格への在留資格変更申請を改めて行う必要があることに留意されたい。

②企業内転勤（高度専門職１号ロ含む）
企業内転勤（本在留資格）は、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に伴う在留を、一定の条件を満たした系列企業や関連企業における一定期間以上継続性をもった勤務実績をもって許可される在留資格であることから、本申請にかかる申請人、受入機関双方に対する資格該当性や基準適合性あるいは在留歴に伴う相当性については、前述の「技術・人文知識・国際業務」と同等であるので、そちらを参照されたい。

なお、本申請において本在留資格と前述の「技術・人文知識・国際業務」の違いとして、受入機関との労働契約の形態が、「期間を定めて」という規定に基づき、有期雇用の形態となっている点があげられる。たとえば、本申請時に労働契約期間が満了していた場合には、在留を継続する相当な理由がないとして不許可になる可能性を認識しておくことが必要であろう。もっとも、本在留資格において本申請を継続して行うことへの制限はないので、当初の労働契約期間を超えて在留を継続する場合には、実務的には、本申請時に、系列企業ないし関連企業間において権限ある機関が発行する出向ないし転勤辞令書等、当該受入機関において継続して勤務を行う必要性を示す書類をもって在留を継続する期間と相当な理由を説明しているのが通常である。また、その際の期間も、少なくとも１年以上の期間が確保されていることが望ましい。

その他の違いとしては、一定の条件を満たした系列企業や関連企業からの異動が基準要件となるため、退職はもちろん転職等に伴う当該系列企業または関連企業以外の受入機関へ異動した場合は、本申請はできない。この場合、申請人が「技術・人文知識・国際業務」の基準要件たる学歴や実務経験を有している場合は、新たな受入機関をもって同在留資格への変更申請を行い、許可を得ることで在留を継続することができる。

高度専門職による本申請
本在留資格に基づく「高度専門職１号ロ」については、「技術・人文知識・国際業務」と同様であるため同在留資格における高度専門職に関する解説を参照されたい。

③経営・管理（高度専門職１号ハ含む）
「経営・管理」（本在留資格）において、「経営を行う」申請人の活動を通して確実に生じる変化は、いうまでもなく事業運営の状況である。本申請の審査では、とくに、事業の安定性や継続性が重視されていることから、少なくとも以下の項目については実態を把握しておく必要性がある。
・売上の有無（増減）
・債務超過の有無（純資産の増減）
・法人税、法人事業税、法人住民税、源泉徴収税、消費税等の納税状況（事業者）
・所得税、住民税等の納税状況（申請者個人）
上記中、財務状況については、単年度の決算状況をもって判断されるわけではないため、決算が赤字であったことをもって本申請が不許可になるということはない。特に初年度の決算についてはビジネスモデル如何では、赤字になる場合が少なくないことも鑑み、貸借状況等も含めて総合的に判断がなされているようである。ただし、赤字が認められているわけではないので、赤字決算が生じた場合には、「赤字の理由」を合理的に説明した上で、業績回復に向け今後１年間において売上高や売上総利益の見通しを具体的に示した事業計画書を提出しているのが通常である。なお、赤字により債務超過に陥っただけでなく、債務超過により、

本在留資格の基準要件の一つである５００万円以上の純資産を維持できなくなった場合は、在留期間の短縮では終わらず許可自体が得られないという結果を招くことになる。この場合も、事業計画の提出が必要であるが、その内容は売上見込みよりは具体的な債務超過の解消にかかる計画をもって合理的な説明をすることが重要となる。
さらに、２期連続して売上総利益が計上されていない場合または２期連続して債務超過の状態が継続している場合には事業の継続性がないものと判断されることが一般的であり、債務解消に向けた具体的な第三者割当増資や債務免除等の経営支援策を具体的に示していかない限り、許可を得ることはかなり難しいのが実状である。
その意味で、まず直前２年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）をもって財務状況の確認に努めることが本申請をすすめる上で必要となろう。

ところで、日本の企業決算においてはしばしば見られることだが、役員報酬を抑えて収支状況の改善が図られていることがある。しかしながら本在留資格の場合、要件として、日本で安定的に生活できる基盤が備わっていることが求められており、よって極端に低い報酬は、生活基盤の安定性を欠くとして不許可事由にあたるとみなされる可能性もあるため、報酬を減額せざるを得ない場合でも注意が必要である。もっとも、当該申請人自身が当該事業機関のオーナー経営者であり、かつ日本で安定的な生活を送るに足る収入を他の事業（国内に限らない）から支弁できる場合においては、この限りではない。もちろん、この場合でも生活基盤の支弁状況につき説明書類を提出することは必要となる。

反対に黒字を保った良好な財務上であっても、今後に向けた概ね３年間の事業計画を提出することで、事業のさらなる安定性や持続性を評価された場合は、在留期間の伸長につながる可能性も少なくない。
従って、黒字経営の場合でも、事業計画書の策定ないしこれに類する事業内容の説明書の提出を念頭に入れておくことが望ましい。

納税状況については、法令の遵守の観点から判断される。この法令遵守については納税状況の他にも、前述したガイドライン「外国人経営者の在留資格基準の明確化について」で労働関係法令・社会保険関係法令についての遵守が明示されている。（令和２年６月改訂）
具体的には、労働保険の適用事業所である場合には、当該保険の適切な加入手続と、適切な保険料納付が求められ、また、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合には、当該保険の加入手続、雇用する従業員の資格取得手続及び適切な保険料の納付が求められる。なお、未加入・未手続をもって即座に不許可事由の判断に至ることはないが、これらの法令に適合していないと認められる場合には「消極的な要素」として評価されるとされている。

また、本在留資格の申請人によく見られる事象として、業務の都合から長期間にわたり申請人本人が海外に出国している場合がある。しかしながら、本在留資格の本旨が、日本国内で「経営を行う」または「管理に従事する」ための資格であることから、長期間の経営者・管理者不在は、出入国管理局に対して「日本での経営・管理主体の欠如」、また、他の経営者・管理者が確保されていたとしても、当該申請人の「在留の必要性」について疑義を生じさせることになり、本申請が不許可になる可能性も少なくない。従って業務の都合といえども、数か月間にわたった離日が生じていた場合には、その理由を明らかにした上で、申請時に合理的な説明書類を提出しておくことが大切であろう。

その他、会社の業種業態などに変更が生じた場合には、本申請前に、当該の手続きを完了しておく必要がある。実務上で多い、具体例としては、
・（主に法人における）役員、本店所在地、商号、事業目的、資本金等の変更→登記手続きの完了
・許認可事業の実施→飲食業、古物営業、建設業、運送業、人材派遣業・人材紹介業等、事

業許認可の取得
があげられる。
上記中、本店所在地の変更により事務所を移転した場合は、移転した事業所が「事業所の確保（存在）」の要件に適合していることが必要である。また、事業目的の変更に伴い、本在留資格を有する申請人の活動に該当しない業務（接客、現場作業等）が生じる場合は、当該業務を担当する従業員（アルバイトを含む）の確保を要することは、本申請を行う際でも同様であるので、この点も注意しておきたい。

本在留資格において「管理に従事する」申請人の場合は、受入機関との労働契約については上述の「技術・人文知識・国際業務」と活動内容は異なるものの、その関係を含む相当性に対する審査の考え方は同様と解することができるため、「技術・人文知識・国際業務」の解説を参照されたい。

高度専門職について
本在留資格に基づく「高度専門職１号ハ」については、上述、「技術・人文知識・国際業務」と活動内容は異なるものの、「経営を行う」当該資格の申請と経営する機関、「管理に従事する」当該資格の申請人と受入機関との関係を含む相当性に対する審査の考え方は同在留資格のそれと同様と解することができるため、「技術・人文知識・国際業務」における高度専門職に関する解説を参照されたい。

④家族滞在
「家族滞在」（本在留資格）の活動をとおして期間の経過から起こりうる変化としては、扶養者の在留資格、家族関係、扶養関係の変化が考えられる。

扶養者の在留資格の変化については、これが本在留資格に該当する資格間の変更であれば、本在留資格をもって本申請を行うことになるが、該当資格以外へ変更していた場合は注意を要する。この変更としては「永住」の在留資格に変更または帰化による日本国籍の取得が一般的にあげられるが、この場合、本在留資格の該当性を欠くことになるため、被扶養者たる申請人は本申請の手続きはとれない。従って被扶養者が引き続き在留を継続する場合は、配偶者は、本在留資格から「永住者の配偶者等」（扶養者が永住者）または「日本人の配偶者等」（扶養者が帰化者）へ、子（実子）は「定住者」へ在留資格の変更を行うことが必要となる。従って、実務上は、扶養者が「永住」への在留資格変更または帰化を希望する際には、申請を行う前に、家族の在留資格も併せて考慮に入れておくのが通常である。

家族関係の変化としては、配偶者との離婚、養親との縁組解消があげられるが、この場合、本在留資格の該当性や相当性を欠くことにもなるため、本申請は適用されず、当該の被扶養者は、当該扶養者以外の扶養者との間で新たに家族関係及び扶養関係を有す以外、本在留資格での在留を継続することはできない。また、配偶者と離婚した場合には、離婚後 14 日以内に配偶者に関する届出を地方出入国在留管理局に届出ることが義務付けられている。

扶養関係の変化とは、安定した在留生活を送る上での財産基盤の変化であり、被扶養者を扶養するに足る生活基盤の維持継続が難しいと入管が判断した場合は、本申請による許可の可能性は著しく低くなることは想像に難くないが、他方、被扶養者が「資格外活動」で得た収入が扶養者の収入と比較して同等以上の場合、生活基盤は維持継続できても、扶養に経済的に依存している状態ではないことから資格該当性を欠くとして、申請が不許可になる可能性も考慮しておきたい。
また、この収入が、「資格外活動」で定める労働時間を超えた労働によるものであったことが発覚した場合は、収入の額如何にかかわらず素行不良をもって不許可とされている。なお、素行不良をもって不許可になった場合は、本申請または他の資格への変更（資格該当性や基

準適合性を有していたとしても）に伴う再申請による在留継続はかなわず、不許可を申し渡された時点で「出国準備のための特定活動」への資格変更がなされるとともに、出国を示唆されるのが通常である。ただし、この場合、一旦出国した後、改めて在留資格認定証明書の交付申請をもって在留することは妨げられていない。
また、被扶養者が就労するなど経済的に独立できる状態になった場合も当然、本申請による在留期間の継続はなされない。この場合は、職務内容に該当する在留資格をもって在留資格変更を行うことになるが、子の場合、日本の義務教育の大半を修了した後に就労先が決定または内定している者に対して「定住者」在留資格への変更が許可される可能性もあり、この点、留意されたい。なお、「日本の義務教育の大半を修了した後に就職する」の意は、少なくとも小学校４年生から継続して小学校、中学校、高等学校に就学し卒業していることをいう。また前記学歴に該当しない場合でも、中学３年次１年間在学し、中学校及び高等学校を卒業している者については、扶養者の身元保証を条件に、「特定活動」在留資格への変更が許可される可能性もあることも付記しておく。

他方、本在留資格は年齢制限が無いため、成年に達しても申請を継続することは可能であるが、年齢が上がるにつれて許可が得られない傾向にあるため、この場合、収入を得られていない相応の理由を説明書として提出することが必要となろう。

⑤日本人の配偶者等・永住者の配偶者等
「日本人の配偶者等・永住者の配偶者等」（本在留資格）の活動をとおして期間の経過から起こりうる変化としては、家族関係、生活環境の変化が考えられる。

家族関係の変化においては、「日本人」、「永住者」（相手方配偶者）との「離別」、「死別」が考えられる。（実子は、出生時をもって基準に適合するため、死別してもその地位に影響はない。）

申請人が、相手方配偶者と離別、死別していた場合は、当然、資格該当性を欠くことになり、本申請においては不許可になる。
そこで、実務上は、申請人が引き続き在留を希望する場合「定住者」（告示外定住）在留資格への変更を検討するのが通常である。この変更申請に関しては、在留歴の相当性を考慮した上で総合的な判断がなされている。
なお、検討の参考に、関連する告示外定住の要件を、つぎに掲げておく。
離別した場合
・日本において、おおむね３年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していたこと
・生計を営むに足りる資産または技能を有すること
・日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでないこと
・公的義務を履行していることまたは履行が見込まれること
死別した場合
・相手方配偶者の死亡直前まで、おおむね３年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していたこと
・生計を営むに足りる資産または技能を有すること
・日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでないこと
・公的義務を履行していることまたは履行が見込まれること
婚姻関係が事実上破綻した場合
・３年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していた後、ＤＶ、ハラスメント等の被害を受け、今後、正常な婚姻関係・家庭生活を継続することが困難になったこと
・生計を営むに足りる資産または技能を有すること

・公的義務を履行していることまたは履行が見込まれること
その他、申請人が特別養子で、相手方配偶者等との離縁が成立した場合は、
・日本において、養親に扶養されていたと認められる者
・生計を営むに足りる資産または技能を有すること

生活環境の変化については、申請人自身の生活を維持できる収入・財産があれば事足り、支弁については、申請人自身の収入・財産はもちろんのこと、配偶者たる「日本人」「永住者」の収入・財産において扶養されていてもよい。（扶養の場合は、「日本人」「永住者」の住民税の課税（または非課税）証明書及び納税証明書を提出して、その生計・収入を証することになる。）
また、本在留資格は家族関係に基づく資格であることから、特に配偶者とは同居していることが前提とされている。しかし、本在留資格は、在留活動に制限がなく、さらに働き方改革を推進している昨今の傾向から、今後は、就労の関係で、居住関係も多様化されることも予想される。こうしたことを鑑み、居住環境に変化を生じていた場合は、別居に対する相当な理由と家族として生活を一にしている旨を説明した書類を提出することも必要となろう。

⑥定住者
「定住者」（本在留資格）は、永住者と同様、在留活動上の制約がないため、活動の変化に対する考慮は不要であるが、身分・地位にかかる基準適合性については、原則、告示要件に該当していることが引き続き求められている。しかしながら、申請人の年齢あるいは扶養を受けていること等については、経年による諸事情の変更により、要件に適合しないことが生じることは十分に予測される。
しかながら、こうした不適合となる事象の発生をもって、即座に本申請が不許可になることはないとされている

よって、本申請においては、上記の不適合となる事象が生じることも鑑み、その上で、申請人が、日本に在留し社会・経済生活を行うに足る財産基盤を備えていることと同時に法令を遵守して生活をおくってきたこと、すなわち在留期間中の在留生活の安定性を相当の理由として示すことが大切となる。その意味から合理的に安定性を説明できる資料と併せて、申請書類を準備することに注意を傾けることが必要といえよう。

なお、財産基盤や法令遵守については、他の在留資格における該当部分の解説と同様であるため、そちらを参照いただきたい。

第２章　その他情報

第１節　在留期間更新許可申請書

（技術・人文知識・国際業務、高度専門職１号イ、ロ、技能、介護など）

別記第三十号の二様式（第二十一条関係）

申請人等作成用 1
For applicant, part1

日本国政府法務省
Ministry of Justice,Government of Japan

在留期間更新許可申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD OF STAY

写真
Photo
40mm × 30mm

法務大臣殿
To the Minister of Justice

出入国管理及び難民認定法第21条第2項の規定に基づき，次のとおり在留期間の更新を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 21 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act,
I hereby apply for extension of period of stay.

1 国籍・地域 Nationality/Region ＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

3 氏名 Name ＿＿＿＿ Family name ＿＿＿＿ Given name

4 性別 Sex 男・女 Male/Female　5 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single

6 職業 Occupation ＿＿＿＿　7 本国における居住地 Home town/city ＿＿＿＿

8 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿

9 電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

10 旅券 Passport (1)番号 Number ＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

11 現に有する在留資格 Status of residence ＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

12 在留カード番号 Residence card number ＿＿＿＿

13 希望する在留期間 Desired length of extension ＿＿＿＿ （審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）（It may not be as desired after examination.）

14 更新の理由 Reason for extension ＿＿＿＿

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）※交通違反等による処分を含む。
Criminal record (in Japan / overseas)※Including dispositions due to traffic violations, etc.
有（具体的内容 ＿＿＿＿ ）・無
Yes (Detail: ＿＿＿＿) / No

16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者
Family in Japan (father, mother, spouse, children, siblings,grandparents, uncle, aunt or others) and cohabitants
有（「有」の場合は，以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。）・無
Yes (If yes, please fill in your family members in Japan and co-residents in the following columns) / No

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居の有無 Residing with applicant or not	勤務先名称・通学先名称 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		

※ 3について，有効な旅券を所持する場合は，旅券の身分事項ページのとおりに記載してください。
Regarding item 3, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.
16については，記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお，「研修」，「技能実習」に係る申請の場合は，「在日親族」のみ記載してください。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。
Note : Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)
（注）申請書に事実に反する記載をしたことが判明した場合には，不利益な扱いを受けることがあります。
Note : In case of to be found that you have misrepresented the facts in an application, you will be unfavorably treated in the process.

申請人等作成用２　N（「高度専門職（１号イ・ロ）」・「高度専門職（２号）」（変更申請の場合のみ）・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）,（本邦大学卒業者）」）
For applicant, part 2 N ("Highly Skilled Professional(i)(a/b)" / "Highly Skilled Professional(ii)" (only in cases of change of status) / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" / "Nursing Care" / "Skilled Labor"/ "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)")

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

17 勤務先　※ (2)及び(3)については，主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment　For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment.

(1)名称 Name ＿＿＿＿　支店・事業所名 Name of branch ＿＿＿＿

(2)所在地 Address ＿＿＿＿　(3)電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿

18 最終学歴（介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入）

(1) ☐ 本邦 Japan　☐ 外国 foreign country

(2) ☐ 大学院（博士） Doctor　☐ 大学院（修士） Master　☐ 大学 Bachelor　☐ 短期大学 Junior college　☐ 専門学校 College of technology
☐ 高等学校 Senior high school　☐ 中学校 Junior high school　☐ その他（ Others ）

(3)学校名 Name of school ＿＿＿＿　(4)卒業年月日 Date of graduation　年 Year　月 Month　日 Day

19 専攻・専門分野　Major field of study
（18で大学院（博士）～短期大学の場合）(Check one of the followings when the answer to the question 18 is from doctor to junior college)

☐ 法学 Law　☐ 経済学 Economics　☐ 政治学 Politics　☐ 商学 Commercial science　☐ 経営学 Business administration　☐ 文学 Literature
☐ 語学 Linguistics　☐ 社会学 Sociology　☐ 歴史学 History　☐ 心理学 Psychology　☐ 教育学 Education　☐ 芸術学 Science of art
☐ その他人文・社会科学（ Others(cultural / social science) ）　☐ 理学 Science　☐ 化学 Chemistry　☐ 工学 Engineering
☐ 農学 Agriculture　☐ 水産学 Fisheries　☐ 薬学 Pharmacy　☐ 医学 Medicine　☐ 歯学 Dentistry
☐ その他自然科学（ Others(natural science) ）　☐ 体育学 Sports science　☐ 介護福祉 Nursing care and welfare　☐ その他（ Others ）

（18で専門学校の場合）
☐ 工業 Engineering　☐ 農業 Agriculture　☐ 医療・衛生 Medical services / Hygienics　☐ 教育・社会福祉 Education / Social welfare　☐ 法律 Law
☐ 商業実務 Practical commercial business　☐ 服飾・家政 Dress design / Home economics　☐ 文化・教養 Culture / Education　☐ 介護福祉 Nursing care and welfare　☐ その他 Others（ ）

20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無（情報処理業務従事者のみ記入）　有・無
Does the applicant have any qualifications for information processing or has he / she passed the certifying examination? (when the applicant is engaged in information processing)　Yes / No
（資格名又は試験名）
(Name of the qualification or certifying examination) ＿＿＿＿

21 職　歴　（外国におけるものを含む）　Work experience (including those in a foreign country)

入社 Date of joining the company 年 Year	入社 月 Month	退社 Date of leaving the company 年 Year	退社 月 Month	勤務先名称 Place of employment	入社 Date of joining the company 年 Year	入社 月 Month	退社 Date of leaving the company 年 Year	退社 月 Month	勤務先名称 Place of employment

22 代理人（法定代理人による申請の場合に記入）　Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏　名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿

(3)住　所 Address ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

I hereby declare that the statement given above is true and correct.
Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form
年 Year　月 Month　日 Day

注意　Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal

※ 取次者
Agent or other authorized person

(1)氏　名 Name ＿＿＿＿　(2)住　所 Address ＿＿＿＿

(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）Organization to which the agent belongs(in case of a relative, relationship with the applicant)　電話番号 Telephone No.

所属機関等作成用１　Ｎ（「高度専門職（１号イ・ロ）」・「高度専門職（２号）」（変更申請の場合のみ）・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）,（本邦大学卒業者）」）

For organization, part 1 N ("Highly Skilled Professional(i)(a/b)" / "Highly Skilled Professional(ii)"(only in cases of change of status) / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" / "Nursing Care" / "Skilled Labor"/ "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan))"

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

1 契約又は招へいしている外国人の氏名
Name and residence card of foreign national being offered a contract or invitation
氏 名
Name

2 契約の形態　Type of contract
☐ 雇用 Employment　☐ 委任 Entrustment　☐ 請負 Service contract　☐ その他（　　）Others

3 所属機関等勤務先　The contracting organization such as the organization of affiliation

※(1), (3), (4), (6)及び(9)については，主に勤務させる場所について記載すること。
For sub-items (1),(3),(4),(6) and (9),fill in the information of principal place of employment where foreign national is to work.
※国・地方公共団体，独立行政法人，公益財団・社団法人その他非営利法人の場合は(7)及び(8)の記載は不要。
In cases of a national or local government, incorporated administrative agency, public interest incorporated association or foundation or some other nonprofit corporation, you are not required to fill in sub-items (7) and (8).

(1)名称
Name

(2)法人番号(13桁)　Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)

(3)支店・事業所名
Name of branch

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.
－　－

(5)業種　Business type
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
Select the main business type from the attached sheet "a list of business type "
and write the corresponding number (select only one)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
If there are another other business types, select from the attached sheet "a list of business type " and write the corresponding number (multiple answers possible)

(6)所在地
Address

電話番号
Telephone No.

(7)資本金　円
Capital　Yen

(8)年間売上高(直近年度)　円
Annual sales (latest year)　Yen

(9)従業員数　名
Number of employees

外国人職員数　名
Number of foreign employees

(このうち技能実習生)　名
Of which number, technical intern trainees

4 就労予定期間　☐ 定めなし Non-fixed　☐ 定めあり Fixed　（期間 Period　年 Year　月 Month）

5 雇用開始(入社)年月日
The start date of employment (entering a company)
年 Year　月 Month　日 day

(未定の場合は以下のいずれかを選択)　(If it is undecided, select one of the following.)
☐ 今次申請の許可を受け次第　As soon as this application is approved.
☐ 在籍する教育機関を卒業後，今次申請の許可を受け次第
As soon as this application is approved after graduation from an educational institution in which the applicant is enrolled.
☐ その他（　　）Others

6 給与・報酬(税引き前の支払額)　※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
Salary/Reward (amount of payment before taxes)　Excludes various types of allowances (commuting,housing,dependents,etc.) and personal expenses.
円 Yen（☐ 年額 Annual　☐ 月額 Monthly）

7 実務経験年数　年
Business experience

8 職務上の地位(役職名)
Position(Title)
☐ あり(　　) Yes　☐ なし No

9 職種
Occupation
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
Select the main type of work from the attached sheet "a list of occupation ", and fill in the number (select only one)
○「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
If the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Engineer / Specialist in Humanities / International Services", "Highly Skilled Professional" or "Designated Activities", and will also engage in other occupation, select from the attached sheet "a list of occupation " and write the corresponding number (multiple answers possible)

(注意)　Attention
・「研究」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の3,42～44,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Researcher" should select from 3, 42 to 44 and 999 on the attached "a list of occupation.
・「技術・人文知識・国際業務」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の2～18,24～31,51～54,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" should select from 2 to 18, from 24 to 31, from 51 to 54 and 999 on the attached "a list of occupation ".
・「技能」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の32～40,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Skilled Labor" should select from 32 to 40 and 999 on the attached "a list of occupation ".
・「介護」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の「41 介護福祉士」を選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Nursing Care" should select from "41.Certified care worker" on the attached "a list of occupation ".
・「特定活動」(特定研究等活動(告示36号)及び特定情報処理活動(告示37号))での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の12,42～44,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Designated Activities" (Designated Academic Research Activities (Public Notice No. 36) or Designated Information Processing Activities (Public Notice No. 37) should select from 12, 42 to 44 and 999 on the attached "a list of occupation ".
・「特定活動」(本邦大学卒業者・告示46号)」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の2,4～18,24～31,51～54,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with"Designated Activities"(Graduated from a univirsity) should select from 2,4 to 18,from 24 to 31, from 51 to 54 and 999 on the attached "a list of occupation ".
・「高度専門職」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の2～18,24～44,999から主たる職務内容として選択した上で，併せて関連する事業を自ら経営する活動を行う場合，他の職種として「1 経営」を選択してください。
Those who wish to reside in Japan as "Highly Skilled Professional" should select from 2 to 18, from 24 to 44 and 999 on the attached "a list of occupation" as the main contents of their duties and concurrently select "1 Business Management" as another occupation if they carry out activities to operate a related business themselves.

10 活動内容詳細　Details of activities

所属機関等作成用２　Ｎ（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「高度専門職（2号）」（変更申請の場合のみ）・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）,（本邦大学卒業者）」）
For organization, part 2 N("Highly Skilled Professional(i)(a/b)" / "Highly Skilled Professional(ii)" (only in cases of change of status) / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" / "Nursing Care" / "Skilled Labor"/ "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)")　在留期間更新・在留資格変更用 For extension or change of status

11 派遣先等（人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入）
Dispatch site (Fill in the following if your answer to question 3-(4) is "Dispatch of personnel" or if the place of employment differs from that given in 3)

(1)名称
Name

(2)法人番号（13桁）　Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)

(3)支店・事業所名
Name of branch

(4)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.

(5)業種　Business type
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
Select the main business type from the attached sheet "a list of business type " and write the corresponding number (select only one)
○ 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
If there are other business types, select from the attached sheet "a list of business type " and write the corresponding number (multiple answers possible)

(6)所在地
Address
電話番号
Telephone No.

(7)資本金　円
Capital　Yen

(8)年間売上高（直近年度）　円
Annual sales (latest year)　Yen

(9)派遣予定期間
Period of dispatch

以上の記載内容は事実と相違ありません。　I hereby declare that the statement given above is true and correct.
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日
Name of the contracting organization and its representative of the organization ／ Date of filling in this form

年 Year　月 Month　日 Day

注意　Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the organization must correct the changed part.

※ 所属機関等作成用2の申請書は，11に該当しない場合でも，提出してください。
Note : Please submit this sheet, even if you are not required to fill in item 11.

（このシートは提出する必要はありません。There is no need to submit this sheet.）

別紙 業種一覧　　Attachment: A list of business type

1	農林業		Agriculture
2	漁業		Fishery
3	鉱業，採石業，砂利採取業		Mining, quarrying, gravel extraction
4	建設業		Construction
5	製造業 Manufacturing	食料品	Food products
6		繊維工業	Textile industry
7		プラスチック製品	Plastic products
8		金属製品	Metal products
9		生産用機械器具	Industrial machinery and equipment
10		電気機械器具	Electrical machinery and equipment
11		輸送用機械器具	Transportation machinery and equipment
12		その他（他に分類されないもの）	Others
13	電気・ガス・熱供給・水道業		Electricity, gas, heat supply, water supply
14	情報通信業		Information and communication industry
15	運輸・信書便事業		Transportation and correspondence
16	卸売業 Wholesale	各種商品（総合商社等）	Various products (general trading company, etc.)
17		繊維・衣服等	Textile, clothing, etc.
18		飲食料品	Food and beverages
19		建築材料，鉱物・金属材料等	Building materials, mineral and metal materials etc.
20		機械器具	Machinery and equipment
21		その他	Others
22	小売業 Retail	各種商品	Various products
23		織物・衣服・身の回り品	Fabric, clothing, personal belongings
24		飲食料品（コンビニエンスストア等）	Food and beverages (convenience store, etc.)
25		機械器具	Machinery and equipment retailing
26		その他	Others
27	金融・保険業		Finance / insurance
28	不動産・物品賃貸業		Real estate / rental goods
29	学術研究，専門・技術サービス業 Academic research, specialized / technical services	学術・開発研究機関	Academic research, specialized / technical service industry
30		専門サービス業（他に分類されないもの）	Specialized service industry (not categorized elsewhere)
31		広告業	Advertising industry
32		技術サービス業（他に分類されないもの）	Technical service industry (not categorized elsewhere)
33	宿泊業		Accommodation
34	飲食サービス業		Food and beverage service industry
35	生活関連サービス（理容・美容等）・娯楽業		Lifestyle-related services (barber / beauty, etc.) / entertainment industry
36	学校教育		School education
37	その他の教育，学習支援業		Other education, learning support industry
38	医療・福祉業 Medical / welfare services	医療業	Medical industry
39		保健衛生	Health and hygiene
40		社会保険・社会福祉・介護事業	Social insurance / social welfare / nursing care
41	複合サービス事業（郵便局，農林水産業協同組合，事業協同組合（他に分類されないもの）） Combined services (post office, agriculture, forestry and fisheries cooperative association, business cooperative (not categorized elsewhere))		
42	職業紹介・労働者派遣業		Employment placement / worker dispatch industry
43	その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業，建物サービス業，警備業等） Other business services (shorthand / word processing / copying, building services, security business, etc.)		
44	その他のサービス業（他に分類されないもの）		Other service industries
45	宗教		Religion
46	公務（他に分類されるものを除く）		Public service (not categorized elsewhere)
47	分類不能の産業		Unclassifiable industry

（このシートは提出する必要はありません。There is no need to submit this sheet.）

別紙 職種一覧　　Attachment: A list of occupation

1	経営	Executive
2	管理業務（経営者を除く）	Management work (excluding executives)
3	調査研究	Research
4	技術開発（農林水産分野） Technology development (agriculture, forestry, and fisheries field)	
5	技術開発（食品分野） Technology development (food products field)	
6	技術開発（機械器具分野） Technology development (machinery and equipment field)	
7	技術開発（その他製造分野） Technology development (other manufacturing field)	
8	生産管理（食品分野） Production management (food products field)	
9	生産管理（機械器具分野） Production management (machinery and equipment field)	
10	生産管理（その他製造分野） Production management (other manufacturing field)	
11	建築・土木・測量技術 Architecture, civil engineering, surveying techniques	
12	情報処理・通信技術 Information processing, communications technology	
13	法律関係業務	Legal business
14	金融・保険	Finance / insurance
15	コピーライティング	Copywriting
16	報道	Journalism
17	編集	Editing
18	デザイン	Design
19	教育（教員免許を有する者が行う教育） Education(education taught by a person with a teaching license)	
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育） Education(language education at an elementary school, lower secondary or upper secondary school)	
21	教育（専修学校）	Education(Advanced vocational school)
22	教育（各種学校）	Education(Miscellaneous school)
23	教育（インターナショナルスクール） Education(International school)	
24	教育（教育機関を除く）	Education (excluding educational institutions)
25	翻訳・通訳	Translation / Interpretation
26	海外取引業務	Overseas trading business
27	企画事務（マーケティング，リサーチ） Planning administration work (marketing, research)	
28	企画事務（広報・宣伝） Planning administration work (public relations, advertising)	
29	会計事務	Accounting business
30	法人営業	Corporate sales
31	CADオペレーション	CAD operation
32	調理	Cooking
33	外国特有の建築技術 Foreign country-specific construction technology	
34	外国特有の製品製造 Foreign country-specific product manufacturing	
35	宝石・貴金属・毛皮加工	Jewels, precious metal, fur processing
36	動物の調教	Animal training
37	石油・地熱等掘削調査 Drilling survey for oil, geothermal energy, etc.	
38	パイロット	Pilot
39	スポーツ指導	Sports instruction
40	ソムリエ	Sommelier
41	介護福祉士	Certified care worker
42	研究	Research
43	研究の指導	Research guidance
44	教育（大学等）	Education(university,etc.)
45	記者	Press
46	報道カメラマン	Press photographer
47	医師	Doctor
48	歯科医師	Dentist
49	薬剤師	Pharmacist
50	看護師	Nurse
51	接客（販売店）	Service(store)
52	接客（飲食店）	Service(restaurant)
53	接客（その他）	Service(others)
54	製品製造	Product manufacturing
55	保健師	Public health nurse
56	助産師	Midwife
57	准看護師	Assistant nurse
58	歯科衛生士	Dental hygienist
59	診療放射線技師	Radiology technician
60	理学療法士	Physical therapist
61	作業療法士	Occupational therapist
62	視能訓練士	Orthoptist
63	臨床工学技士	Clinical engineer
64	義肢装具士	Prosthetist
65	弁護士	Lawyer
66	司法書士	Judicial scrivener
67	弁理士	Patent attorney
68	土地家屋調査士	Land and building investigator
69	外国法事務弁護士	Registered foreign-qualified lawyer
70	公認会計士	Public accountant
71	外国公認会計士	Foreign-qualified certified public accountant
72	税理士	Certified tax accountant
73	社会保険労務士	Public consultant on social and labor insurance
74	行政書士	Certified administrative procedures legal specialist
75	海事代理士	Maritime procedure agent
76	著述家	Author
77	美術家・写真家	Artist/photographer
78	音楽家・舞台芸術家	Musician/stage artist
79	宗教家	Religious worker
80	家事使用人	Housekeeper
81	プロスポーツ選手	Professional sports athlete
82	アマチュアスポーツ選手	Amateur sports athlete
83	インターンシップ	Internship
84	ワーキング・ホリデー	Working holiday
85	外国弁護士	Foreign lawyer
86	サマージョブ	Summer job
87	国際文化交流	International cultural exchange
88	EPA看護師	Nurse under EPA
89	EPA介護福祉士	Certified Careworker under EPA
90	EPA看護師候補者	Nurse Candidates under EPA
91	EPA介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates under EPA
92	EPA就学介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates (student) under EPA
93	外国人建設就労者	Foreign construction workers
94	外国人造船就労者	Foreign shipbuilding workers
95	製造業外国従業員	Foreign workers in the field of manufacturing
96	家事支援者（国家戦略特区）	Domestic workers (national strategic zones)
97	耕種農業支援者（国家戦略特区） Crop farming workers (national strategic zones)	
98	畜産農業支援者（国家戦略特区） Livestock farming workers (national strategic zones)	
99	起業活動	Entrepreurial activities
100	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの） Other service worker (not categorized elsewhere)	
101	農林漁業従事者	Agriculture, forestry and fishery workers
102	製品製造・加工処理従事者（金属製品） Product manufacturing / processing worker (metal products)	
103	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） Product manufacturing / processing worker (except metal products)	
104	機械組立従事者	Machine assembly worker
105	機械整備・修理従事者	Machine maintenance / repair worker
106	機械検査従事者	Machine inspection worker
107	建設躯体工事従事者	Construction structure worker
108	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） Construction worker (except for workers engaged in construction structure work)	
109	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの） Other construction / mining workers (not categorized elsewhere)	
110	運搬・清掃・包装等従事者 Transportation, cleaning, packaging worker	
111	外交	Diplomat
112	公用	Official
999	その他	Others

第２節　報酬統計表

日本行政書士会連合会 令和２年度報酬額統計調査（抜粋）

360 在留期間更新許可申請(居住資格)　〈前回:218〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
118	18	58	31	3	5	3	0	46,546	5,000	220,000	50,000
100.0%	15.3%	49.2%	26.3%	2.5%	4.2%	2.5%	0.0%				14件

361 在留期間更新許可申請(就労資格)　〈前回:219〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
176	14	77	57	11	14	2	1	54,447	4,000	320,000	55,000
100.0%	8.0%	43.8%	32.4%	6.3%	8.0%	1.1%	0.6%				24件

362 在留期間更新許可申請(非就労資格)　〈前回:220〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
91	5	36	37	7	1	5	46,270	5,000	220,000	30,000
100.0%	5.5%	39.6%	40.7%	7.7%	1.1%	5.5%				13件

363 在留期間更新許可申請(経営・管理)　〈前回:221〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
105	3	26	40	8	7	21	70,837	5,000	330,000	50,000
100.0%	2.9%	24.8%	38.1%	7.6%	6.7%	20.0%				19件

第３節　業務の委任契約書に記載する事項

在留期間更新許可申請業務を受任する際には、委任契約書等を作成し契約を締結することが望ましい。委任契約書を作成する際には一般的な委任契約書に記載される内容の他、次の事項に注意し記載内容を検討するとよいと考える。

①報酬の支払い時期
②依頼者が虚偽申告をしないことの誓約
③万が一虚偽申告があった場合の対応
④業務の範囲
⑤申請が不許可、不交付となった場合の対応

以上